

『電気用品の技術基準の解説』第13版における訂正について

『電気用品の技術基準の解説』第13版において誤記がございました。下記のとおり訂正してお詫び申し上げます。

また、別表第十二で引用するJISに電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和37年通商産業省令第85号）の規定がある場合は、原則として、「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について」の規定に読み替えて下さい。

記

頁	項目番号	誤	正
22	IV.	電気用品の技術基準の解釈について	電気用品の技術 <u>上の基準を定める省令</u> の解釈について
47	チ(イ)	1mm ² 以上のもにあっては	1mm ² 以上のも <u>の</u> にあっては
51	(ハ) b	4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤーブル	4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤ <u>ケ</u> ーブル
102	(2) ロ	約45°なるよう	約45° <u>に</u> なるよう
112	(4) ト	5.5を越え6.0以下	5.5を <u>超</u> え6.0以下
112	(4) チ	試料の内側	試 <u>料</u> の内側
181	(1) イ	合金あって	合金 <u>で</u> あって
228	ヨ(ハ)	d 「損傷」とは	<u>b</u> 「損傷」とは
252	(ロ) a	連続して1分間これに耐えるもの	連続して1分 <u>間</u> これに耐えるもの
255	(イ) e	定格電圧が300Vを超えるものにあっては	定格電圧が300V <u>を</u> 超えるものにあっては
256	(イ) e	充電部とアースするそれのある	充電部とアースする <u>お</u> それのある
261	ニ(ニ)	開閉の保持は含まない	開閉の保持は含まない <u>。</u>
269	(ロ) b	表示しであるものにあっては	表示して <u>ある</u> ものにあっては
277	ト(ハ)	解釈の別表第四3(3)ト(イ)a(a)若しくはdに定める方法	解釈の別表第四3(3)ト(イ) <u>aまたはb</u> に定める方法
366	(7) ロ	F種絶縁コイル	F種絶縁 <u>の</u> コイル
366	(8) ハ	1分間これに耐えること	1分間これに耐えること <u>。</u>
415	ロ(ロ)	測定個所	測定 <u>箇</u> 所
585	ハ(ロ)	人の触れるそれのある発熱体の保護カバー	人の触れる <u>お</u> それのある発熱体の保護カバー
601	(ロ) b	また、二の試験品には	また、 <u>2</u> の試験品には

631	(ル) c	外ぶた開けたときに	外ぶた <u>を</u> 開けたときに
656	ハ (ハ)	その表示され定格時間に等しい時間が	その表示された定格時間に等しい時間が
703	口 (イ)	次適合すること	次に適合すること
753	ニ (イ)	(イ) 運転試験通常の使用状態において	(イ) 運転試験 通常の使用状態において
809	解説 6. (1)	k その他 (1) ~ (10) に類する部分	k その他 a~j に類する部分
987	(1) 口	常温において $1 \times 10^8 \Omega \cdot \text{cm}$ 以上	常温において $1 \times 10^8 \Omega \cdot \text{cm}$ 以上

以 上